

「ノモンハン事件・雑記/後編」

・・停戦後の秘話

令和4年8月3日

横浜歴史研究会

古谷 多聞

<復習>

1. 事件の概要*1 <①~③: 前回レジュメ p2 参照>

- ① 昭和14(1939)/5~9 当時日本の傀儡国家であった満洲国と旧ソ連の衛星国家第一号であったモンゴル人民共和国間との両国国境線を巡る軍事衝突
- ② その実態は満蒙両国の後盾であった日本、ソ連両国の直接の交戦で、両軍双方10万人、1000近くの飛行機、戦車を動員し死傷者3~4万人を出した第一次世界大戦後初の大国間同士の国際紛争
- ③ 日本軍にとっては初の本格的近代戦争で陸軍建軍後初の大打北 更に陸軍の基調戦略と日本外交の大転換を齎し太平洋戦争開戦の導火線となった戦いでもあった
- ④ 従来から「日本軍惨敗・大敗説」が通説であったが、冷戦体制崩壊後のロシアのグラスノチス(情報公開)によりその説が疑問視されるようになる・・詳細は本レジュメ p2~P3 参照

<私見>

ノモンハン事件は関東軍の独断専行による無法、理不尽、無意義な戦いであって、日本陸軍悪玉の見本市*2である

2. 事件発生の原因 <①~②: 前回レジュメ p14 参照>

① 関東軍の思惑

- i 「満ソ国境紛争処理要綱」(前回レジュメ p6 参照)に則り、作戦参謀辻政信少佐主導による対ソ強硬派の対ソ戦勝利の確信の下 以前より頻発している満蒙国境紛争にけりをつけるとの意気込み
- ii 対ソ戦に勝利する事で、日華事変打開の緒とする
ロ. 中国天津租界封鎖事件の対英交渉を有利に進める等 の狙いもあり

② スターリン/ソ連の思惑

- i 二正面作戦(西のヒトラー/ドイツと東の日本)回避の為には、東の全体主義国家日本を叩く事が先決
- ii 同盟国モンゴルとの連携強化 実態はモンゴルを支配下に置き保護国化し兄貴分としての面子を保つにはソ連軍の勝利は絶対不可欠な要件である

③ <私見・自説>

- i 関東軍の思惑 : 日華事変で作戦中の中支那派遣軍に対抗意識、嫉妬心を持ち、軍の存在をアピール*3
- ii ソ連の挑発行動: ソ連軍は関東軍の戦力・出方を探索する為、モンゴル軍を意図的にハルハ河を渡河させ
威力偵察=挑発行動(謀略)を強行
- iii 「満ソ国境紛争処理要綱」に触発された現地防衛司令官第23師団長小松原道太郎中将18のソ連の挑発行動に対する過剰反応か? 将又彼の功名心に逸る勇み足か?

3. 事件発生

昭和14(1939)5/11 満洲国ノモンハン地域に侵入したモンゴル軍に対し、満洲国警察軍が国境侵犯として銃撃
5/13 小松原第23師団長は麾下部隊に出動命令を発し 5/15 モンゴル軍を撃退

I. 日本軍は惨敗・大敗であったか？ 日本軍善戦説が浮上

ノモンハン事件 日ソ両軍の人的損害 (表-1)

:秦郁彦「明と暗のノモンハン事件戦史」から

出典 (年月)	戦死	行方不明	捕虜	戦傷病	総計	動員数	損害率
<ソ連軍>							
ジュコーフ將軍報告書 (1939/11)	1,570	131		7,853	9,284		
東京裁判判決(1948/11)					9,000 以上		
第二次世界大戦史(ソ連共産党・1960)					9,824		
ワルターノフ大佐報告 (東京国際シンポジウム・1991/8)	3,948	154	94	14,619	18,815		
クリヴォーシェフ監修 (1993)	6,831	1,143		15,952	23,926	69,101	34.6%
クリヴォーシェフ改訂版 (2001)	7,675	2,028		15,952	25,655	69,101	37.1%
<日本軍>							
ジュコーフ將軍報告推計(1939/11)	2.2～2.3万				5.2～5.5万		
ワルターノフ大佐報告推計(1991/8)	1.2万			2.6万	3.8万		
第6軍軍医部調査表 (昭14/秋)	7,720	1,021		11,027	19,768	58,925	33.5%
第7師団戦記資料 (昭14/秋)	8,629			9,087	17,716	75,736	23.4%
関東軍 陸相への報告書(昭14/12)	8,000			10,000	18,000		
靖国神社慰霊祭文 (昭34/9)	7,720						

<注>①日本軍損害数には第一次ノモンハン事件(昭14/5/11～5/31)の損害数.空戦での戦死者数.*捕虜等数は計上されず

*捕虜-1 当時日本軍には捕虜の認識は無く、第6軍調査表行方不明数 1,021 名に包含か?

*捕虜-2 捕虜の詳細は本レジュメ p8 ご参照

②損害数は文献により区々で正確な数字の把握は困難

うち第23師団部隊別 6/20～9/15の損害 第23師団軍医部(昭14/秋)(表-2)

:A.D クックス「ノモンハン・下」から

部隊別	戦死	行方不明	戦傷病	計	動員数	損害率
師団司令部	26	6	45	77	232	33.2%
第23歩兵団司令部	1	0	3	4	22	18.2%
歩兵第64連隊	1,361	113	1,506	2,980	4,615	64.6%
歩兵第71連隊	1,636	359	1,777	3,772	4,551	82.9%
歩兵第72連隊	847	54	1,222	2,123	3,014	70.4%
第23師団搜索隊	120	9	69	198	380	52.1%
野砲兵第13連隊	569	98	595	1,262	1,747	72.2%
工兵第23連隊	70	0	109	179	338	53.0%
輜重兵第23連隊	41	0	28	69	299	23.1%
その他(通信.衛生隊等)	115	0	101	216	777	27.8%
総計	4,786	639	5,455	10,880	15,975	68.1%

<注>①戦闘主力部隊(第64.71.72各連隊・搜索隊・野砲13連隊)の損害率は72.2%に達し、

師団としての戦闘機能は崩壊

②師団損害率68.1%は日露戦争遼陽会戦17%.奉天会戦20%.太平洋戦争ガダルカナル島戦34%

と比し突出・・・「ノモンハンの夏」より抽出

1.ソ連軍の人的損害数の変遷・・・旧ソ連体制崩壊後(1990以降)の激増振りが顕著・・・p2表-1ご参照

(1)その因とは

①ゴルバチョフ旧ソ連政権によるグラスノチス(情報公開)の効果

②ジューコフソ連軍司令官の虚偽報告*4:自軍損害数を隠蔽改竄し、自己保身策としてソ連軍大勝利をクレムリンに虚報 :秦郁彦説

ソ連軍の損害数	ジューコフ将軍の虚偽報告(1939/11)	9,284名
	グラスノチス以降(2001)	25,655名

③当時のスターリン政権もイデオロギー的なプロパガンダ*5で意図的に数字操作をし、対日戦争大勝利のイメージを強調する事で体制の維持強化を目論む⇒②③は日本軍惨敗・大敗の通説の因で、戦後ソ連が一方的に流すプロパガンダ的情報資料を鵜呑みにした一部左翼的論客、マスコミもその片割れか?

④自国軍(ソ連軍)損害の過小計上と敵対国軍(日本軍)損害の過大計上・・・各国の共通認識

<参考>太平洋戦争日本海軍の実例:ミッドウェー海戦の過小損害 台湾沖航空戦の過大戦果

(2)損害の実数は2.4万~2.6万人か?

2.日本軍の人的損害の総数

(1)損害数の実態は1.8万~2.0万人か?<ソ連軍の推測:ジューコフ将軍報告=5万人・ワルターノフ報告=3.8万人>

(2)自軍損害数を過小計上するのが世の常、日本軍が損害数を公表したのは何故か?

報道規制、検閲中にも拘らず「日本国民は戦闘の実態(=日本軍の敗戦)を薄々感じ取っている」と感知した陸軍は昭12/7から続く日華事変の意義を国民に知らしめ、挙国一致戦時体制の推進を画策 :秦郁彦説

3.日本軍善戦説が浮上?

	損害 総数	備考
従来通説・公式見解	日本軍約5万人以上>ソ連軍1万人弱	日本軍の惨敗・大敗
最近の見解	日本軍約2万人弱 <ソ連軍約2.6万人	ソ連軍損害数が日本軍を上回る

(1)この新事実により従来通説=日本軍惨敗、大敗に疑問符が呈され、兵力、武器、補給等物量の面で圧倒的に優位なソ連軍に対し「日本軍は粘り強く勇敢に戦い、ソ連軍に相当の打撃を与えた」との日本軍善戦説が浮上*6

(2)両国の損害数だけで日本軍勝利説を唱える一部学者、有識者(渡部昇一、小田雄太郎、福井雄三等)も出現

<参考>「引分説」:中西輝政 「引分に近い敗戦説」:秦郁彦 「大敗北説」:五味川純平

<私見>人的損害数だけを捉えて「日本軍は勝利した!」と極論を囁く一部有識者もいるが、筆者は

①戦略・軍事的には「日本軍の敗北は事実である」と思料 その理由とは

i ハルハ河を満蒙国境線とする日満の主張は貫徹出来ず

ii 関東軍1個師団が壊滅・・・P2表-2ご参照

iii 戦車主体の近代化機動戦術を認識せず従来からの「精神論」に固執し、相も変わらぬ「人間軽視」に立脚した戦術を踏襲*7

・・・サイダー火炎瓶による対戦車攻撃は人間軽視の最たるもので真実な戦術とは言えず

②勝ち負けは晶目目に見ても「第一次:辛勝 or 引分・第二次:惨敗(一部戦場では善戦?)」が至当

③ソ連軍の強力さを認識した陸軍部内には明治時代の「恐露病」が再燃化・トラウマとなり、従来基調戦略対ソ強硬路線(=北進論)が後退し、東南アジア(仏印=インドシナ、蘭印=インドネシア)方面進出(=南進論)を目指す戦略の大転換に迫られ、2年後の太平洋戦争開戦の導火線となる

II. 停戦後の肅清・懲罰人事

- ①「上に甘く 下に厳酷」な人事 「上・一将」=関東軍・参謀本部の将官・幕僚(参謀)
 ②「一将功ならずして 万骨枯る」 「下・万骨」=現地実戦部隊の中下級指揮官

1. 関東軍・参謀本部将官・幕僚(参謀)の処分

(1) 新参謀次長沢田茂中将 18 の責任追及(処分)の骨子

責任区分	責任の追及内容
①事件発端の責任	直接の責任者は無し
②事件拡大の責任	関東軍が主 参謀本部は従
③*独断越境(蒙領タムスク空爆・ハルハ河渡河攻撃)の責任	関東軍が主 当時現地視察中の参謀本部作戦部長橋本群中将 20 にも黙認の責任有り
④作戦指導上の責任	兵力を漫然と逐次投入し敗れた関東軍の責任は重い 現地荻洲第 6 軍司令官・小松原第 23 師団長は軽い
⑤統帥上の責任	関東軍下級幕僚の強圧に圧倒され、勇断を欠いた参謀本部中島鉄蔵中将 18 に責任有り
⑥関東軍首脳と幕僚の分担責任	植田軍司令官・磯谷参謀長の責任は重大 下級幕僚は左遷的転属で可
⑦軍政部(陸軍省)の責任	統帥権独立の立場から責任は無し

<私見>*責任区分③=「独断越境の責任」: 沢田には陸軍刑法第 2 章「擅権の罪」第 35 条*8 適用の考慮は無かったのか? ・ ・ 柳条湖事件(昭 6 (1931/6))の当事者本庄繁関東軍司令官・板垣征四郎高級参謀・石原莞爾主任参謀・林銑十郎朝鮮軍司令官の*不問の前例もあり、陸軍省人事局との間で「最初から争点にせず」との暗黙の了解があったか? : 秦郁彦説

*責任不問の実例: 本庄繁関東軍司令官 → 侍従武官長・男爵

板垣征四郎高級参謀 → 陸軍大臣

林銑十郎朝鮮軍司令官 → 陸軍大臣・総理大臣 に栄達

・ ・ 「勝てば官軍」で「擅権の罪」の咎はチャラか?

(2) 処分 → 予備役編入・左遷 <私見> 緩慢・曖昧・手緩い中途半端な処分

<関東軍>	職位	処分	内容
植田 謙吉大将 10	軍司令官	解任	9/7 参謀本部付 11/15 待命 12/1 予備役
磯谷 廉介中将 18	参謀長	解任	9/7 参謀本部付 12/1 予備役
矢野音三少将 22	参謀副長	左遷	9/7 参謀本部付 12/1 鎮海湾要塞司令官
寺田 雅雄大佐 29	作戦課高級参謀	左遷	9/7 参謀本部付 10/26 千葉陸軍戦車学校教官
服部卓四郎中佐 34	作戦課主任参謀	左遷	9/8 陸軍歩兵学校教官
辻 政信少佐 36	作戦課参謀	左遷	9/7 第 11 軍司令部付
島貫 武治少佐 36	作戦課参謀	左遷	9/8 陸軍大学校教官
荻洲 立平中将 17	第 6 軍司令官	進退伺	11/6 参謀本部付 15/1/31 予備役
小松原道太郎中将 18	第 23 師団長	進退伺	11/6 参謀本部付 15/1/31 予備役
<参謀本部>			
中島 鉄蔵中将 18	参謀次長	解任	10/2 参謀本部付 12/1 予備役
橋本 群中将 20	作戦部長	解任	9/13 参謀本部付 12/1 予備役
稲田 正純大佐 29	作戦課長	左遷	10/2 参謀本部付 11/10 陸軍習志野学校教官

<私見>筆者の偏見・拘り・・・荻洲第6軍司令官、小松原第23師団長の「進退伺」提出に喝!

「進退伺」とは広辞苑には「職務上に過失があった時、責任を負って進退の処置を上司に仰ぐ」と記載

- ①然るに両者の「進退伺」提出は己の敗戦責任を上司(関東軍司令官?)の判断に委ねるのは人任せであって己の敗戦責任の重大さを認識せず責任の転嫁・放棄と思料
- ②故「進退伺」提出の前に為すべきは「軍司令官、師団長職の辞任(辞職)届」(届であって 願に非ず)であり更に己の責任所在を明確化するには「進退伺」提出前に自決する事こそ軍人=武士の一分であろうと思料
- (3)左遷組はその後→軍要職に復帰

氏名	復権後の職位
矢野音三郎参謀副長	15/8 中将 16/6 第26師団長
寺田 雅雄高級参謀	15/8 戦車第一連隊長 20/3 中将 20/5 機甲本部長
服部卓四郎主任参謀	15/10 参謀本部作战班長 16/7 作战課長 16/8 大佐 17/12 陸相秘書官
辻 政信 参謀	16/7 参謀本部作战兵站班長 18/8 大佐 19/7 第33軍作战主任参謀
稲田 正純作战課長	15/8 阿重歩兵連隊長 18/2 南方軍総参謀副長 20/5 第16方面軍参謀長

服部、辻のコンビは太平洋戦争直前参謀本部作战課に復帰し太平洋戦争を主導するが、ガダルカナル島の戦い(昭17/8~昭18/2)ではノモンハン事件と同様愚策・無策な作战(=軍の逐次投入)で惨敗、敗走

<番外編>

- ①太平洋戦争 将官の敗戦責任不問の例・・・更迭、予備役編入等の処分は無くその後栄進
 - i ミッドウェー海戦/敗戦の提督航空艦隊長官南雲忠一中将 36・参謀長草鹿龍之介少将 41 →留任
 - ・・・山本五十六聯合艦隊長官の温情が仇 山本を含め艦隊首脳部の更迭は然るべきであったと思料
 - ii レイテ沖海戦/謎の反転の提督第二艦隊長官栗田健男中将 38 →海軍兵学校長
 - iii 「海軍乙事件」/当事者聯合艦隊参謀長福留繁中将 40 →第二艦隊長官
 - <「海軍乙事件」:福留中将が比島セブ島のグリラの捕虜となり暗号等機密文書類が強奪された事件>
 - iv インパール作战/敗軍の将第15軍司令官牟田口廉也中将 22 →陸軍予科士官学校長

②米軍の信賞必罰の例

太平洋戦争開戦直後 太平洋艦隊長官(在ハワイ)とハワイ方面陸軍司令官を即刻解任且つ降格処分*
*降格:海軍大将→少将 陸軍中将→少将

<私見>日米の差

日本:年功序列、過去の実績を重んじる悪しき慣習で、特に海軍の hammock-number*9 は最たるものである
米国:pragmatism(実用主義)重視

- i ニミッツ少将を大将に飛び級進級させ太平洋艦隊長官に抜擢
- ii サイパン島戦では現地最高指揮官海兵隊中将が陸軍少将を戦意不足として組織を度外視し更迭

(4)参謀総長閑院宮の責任問題

現場の植田謙吉軍司令官が更迭された以上参謀本部のトップ閑院宮載仁親王にも「敗戦の責任を問うべき」との意見が出るも、本人は皇族、高齢(74歳)、お飾りの存在*10 であり責任は不問

(5)辻正信参謀(関東軍司令官の異名)の処遇

- ① i 参謀本部稲田作战課長は事件勃発当初から辻の更迭を板垣征四郎陸相に直訴
- ii 荻洲第6軍司令官も停戦後 辻の免官(予備役編入・退役)を主張
陸軍省人事局長野田謙吾少将 24 も予備役編入を支持
- ②「体力旺盛、気力充実、実行力と説得力を持つ傑出した人物」との先輩、上司、同僚の評価もあり、左遷的転属で決着

2.現地の中下級指揮官の処分⇒無断撤退により自決強要・免官・予備役編入の厳罰

(1)①現場中下級指揮官の賞罰は軍司令官、師団長の裁量⇒今回の敗戦の責任処分については参謀本部、関東軍

とも体よく進退伺提出中の小松原に丸投げ、放り投げし、下駄を預ける

② i 小松原は積極果敢な部下は賞賛

自重者(=無断撤退者、戦意不足者)には己の作戦指揮能力不足を棚に上げ厳しくその責任を追及
拳句の果て師団敗戦、壊滅の責任者(犯人)捜しに躍起

ii 師団敗戦、壊滅の責任者(犯人)を初っ端から第 23 師団捜索隊長井置栄一中佐と極め付け

イ.軍法会議を開き無断撤退の井置を陸軍刑法第 2 章「辱職の罪」第 43 条*11 を適用し死刑の処罰を目論む
ロ.軍法会議で逆に己の指揮能力不足(=無能、無策の敗戦責任)を暴露されるのを恐れ、軍法会議開廷を断念し
「自決強要」と言う私的制裁(一種の魔女狩り?)の処分に方向転換

<私見>

①師団敗戦、壊滅の責任者の張本人に押し付けられた井置は、所詮小松原の scapegoat の犠牲者か?

②「敗戦の責任を部下に転嫁し更に自決強要」の小松原は陸軍将官としての資質はゼロで、上官に諂う
士官学校、大学校出の典型的な頭でっかちで現場知らずの机上の將軍であったと思料

(2)処分内容

氏名	職位	罪状	処分
長谷部理毅歩大佐 25	長谷部支隊長	無断撤退	自決強要 9/20 自決
井置 栄一騎中佐 28	第 23 師団捜索隊長	無断撤退	自決強要 9/17 自決
鷹司 信熙砲大佐 24	野重砲第 7 連隊長	戦場離脱	解任 9/30 停職華族礼遇停止 12/1 予備役
須見新一郎歩大佐 25	歩兵第 26 連隊長	命令不服従	解任 10/2 関東軍司令部付 12/30 予備役
四ツ谷 巖歩中佐 25	1 独守歩 6 大隊長	無断撤退	解任 12/10 予備役 後満洲国軍少将
杉谷 良夫歩中佐 27	長谷部支隊長	無断撤退	左遷 11/15 神戸連隊司令部
赤井豊三郎歩中佐 28	歩第 64 連隊長	無断撤退	左遷 11/15 青森連隊司令部
松友 秀雄砲少佐 33	野砲第 13 連隊長	無断撤退	謹慎 11/15 砲 5 連隊付 12/30 予備役
土屋 正一砲大尉 47	野重砲第 1 連隊中隊長	無断撤退	免官 11/16 野重砲 1 連隊付 12/15 免官
<戦死・自決>			
酒井美喜雄歩大佐 23	歩兵第 72 連隊長	8/24 戦傷	9/15 自決・戦死扱いにて少将進級
山縣 武光歩大佐 26	歩兵第 64 連隊長	8/29 無断撤退	撤収中ソ連軍に包囲され自決 少将進級
伊勢 高秀砲大佐 25	野砲第 13 連隊長	伊勢は山縣に同行し自決	

<私見-1>小松原は沢田新参謀次長の事情聴取で「一時は自決を考えたがその機を逸す 全ての責任を受ける
覚悟である」と釈明したが、その弁解は自決強要をされた現場の中下級指揮官の無念さは幾何か!
そして何も知らずに戦場に駆り出された兵卒は何と聞いたであろうか!

<私見-2>上に甘く下に酷な処遇:

①責任と dirty な面を部下に押し付け、被せるは今日の日本政官界にも日常化

・ ・ 不祥事=贈収賄・官製談合・利益誘導等の多発

②上層部の常套手段

政界:不祥事発生時に「秘書がやった」と秘書の所為にし、本人は逃避、入院 精々離党、議員辞職で幕引き
官界:高級キャリアによるノンキャリア下級官僚の”トカゲの尻尾切”=部下の自殺 で決着を図る

<雑感>あんなに世間を騒がせた森友事件はその後どうなったのであろうか?

p6-2-(2) 主たる処分者の概要=自決強要・予備役編入

1.無断撤退者の長谷川理叡大佐(長谷川支隊長)・井置栄一中佐(第23師団搜索隊長)に対する自決強要

(1)両者とも場所は違えどもソ連軍の圧倒的な包囲の下

イ.弾薬.食料.水等は枯渇

ロ.師団司令部からの援軍は無し、司令部との連絡も途絶し完全に孤立無援の状況

ハ.一旦後退し再起を期したものと推測する

(2)戦闘現場の状況からして両者の無断撤退は

陸軍刑法第42条「～敵前ニ於テ其ノ尽スヘキ所尽サシテ～」

第43条「～故ナク守地若ハ配置ノ地ニ就カス又ハ其ノ地ヲ離レタル～」

の如く陸軍刑法「辱職の罪」に抵触する行動ではなかったと思料

(3)小松原師団長は現場状況を把握せず、無断撤退を陸軍刑法の条文を盾に軍法会議を開き死刑処分を目論む

しかし軍法会議が開廷していたら撤退の真実が判明し、逆に司令部指揮の無能無策が暴露.糾弾されるのを危惧したのではないかと推測

(4)長谷川理叡大佐(長谷川支隊長)

①長谷川支隊は事件勃発後 第8国境守備隊二個大隊を中核に第7師団から一大隊.第23師団野砲大隊の寄集め集団で8/3第23師団の配属となりノロ高地に布陣 8/20のソ連軍の総攻撃で撤退

②<私見>支隊は小松原第23師団直隷の部隊では無かった為、小松原師団長は部外者の長谷川を処分の対象者として取扱い易かったのではないかと推測

③長谷川は自決後少将進級はしなかったが戦死扱いとして靖国神社には祀られる

(5)井置栄一中佐(第23師団搜索隊長)

①フイ高地にてソ連軍の二重包囲の下死傷率は7割を超え交戦力は限界に達し「座して全滅するより後退して再起を期す」と処罰覚悟で撤退を決意

② i 井置の撤退経緯報告を小松原師団長は受付ず

ii 関東軍参謀辻政信少佐も作戦日誌に「守地放棄及び謝罪の字句無し」と記し井置を非難

③<私見>小松原師団長は井置の前任者東八百蔵中佐が5/29第一次ノモンハン事件で玉砕した如く井置部隊も現地で玉砕する事を願っていたのではないかと推測

④井置自決は戦死扱いではなく戦病死と報告され、靖国神社にも合祀されず

⑤ソ連軍ジューコフ将軍とA.Dクックス(「ノモンハン 草原の日ソ戦」の著者)は井置部隊の健闘を絶賛

(6)長谷川.井置の自決強要は所詮小松原師団長のscapegoatの犠牲者か?

2.鷹司信熙大佐・男爵(野重砲第7連隊長)

(1)火器を処分せず、兵士の服に着替え地下足袋姿で戦場離脱したとの風聞 華族礼遇停止処分

(2)鷹司が華族(=男爵)ではなかったら長谷川.井置同様自決強要の対象者になっていたであろう

3.須見新一郎大佐(歩兵第26連隊長)

(1)第23師団強化の為6/20第7師団から転属となり、サイダー火炎瓶攻撃でソ連軍戦車を撃破

(2)8/22小松原師団長の作戦命令を兵力不足として作戦変更を直言し命令不服従(=抗命)と見做される

(3)須見も小松原第23師団直隷の部下ではなく、須見の直言的性格に小松原は扱い難い人物と映ったであろう!

(4)戦後司馬遼太郎のノモンハン事件執筆のアドバイザーとなり、司馬も須見を主人公に見立てて執筆する構想が有り?・・前回レジュメ p-2「司馬遼太郎とノモンハン事件」の項ご参照

4.土屋正一大尉(野重砲第一連隊中隊長)

(1)撤退中将校としてあるまじき行動で、唯一の免官処分

Ⅲ.停戦後の帰還捕虜の取扱い・・・日本軍は「俘虜」と称す

1.捕虜に対する軍・国民の見方

(1)日露戦争:①帰還後軍から形式的尋問は受けるが、軍法会議に掛けられた例は無し

②新聞には捕虜名が掲載、又帰還捕虜の通過駅では婦人会による湯茶サービスの提供等もあり
国民は捕虜を白眼視する感情は薄くタブー視も無し

(2)昭和期 :①第一次上海事件(昭7/2)で重傷捕虜となった空閑昇少佐送還後の自決が大美談となり

捕虜は恥ずべきもの」との観念が軍の内外に根付き始まる・・・一部マスコミも加担

②「捕虜は恥」とする感覚はノモンハン最前線の一般兵士の間にも浸透し、自決用手榴弾は必携となる
<参考>「戦陣訓*12:生キテ虜囚ノ辱メヲ受ケズ」は昭和16/1示達

2.停戦後の帰還捕虜の対応策

(1)帰還捕虜数:204名(含む満洲国軍兵45名)

第一次帰還(昭14/9/27)	88名(日本軍戦傷兵56名・満軍6名)
第二次帰還(昭15/4/27)	116名(日本軍将校2名・満軍39名)

・・・帰還捕虜の多くは戦場に置き去りにされた戦傷の兵士と敵中に不時着した飛行士か?

(2)①関東軍はソ連軍の宣伝放送・新聞等による日本軍捕虜名発表で、相当数の捕虜が発生していると推知
小松原師団長も日記にソ連側発表の捕虜名を記載し、日本兵捕虜の存在を認識

②陸軍はソ連側発表の捕虜を行方不明者に計上か?

(3)日本陸軍建軍後「初の敗戦経験」「帝国軍人は捕虜たる事を想定せずとの観念」で大量の帰還捕虜対応に苦慮

①関東軍の対応策:捕虜に関し陸軍刑法には捕虜を処罰する為の条文は無く、当初は寛大に対応

②昭14/9/30陸相示達「陸満密第854号」により帰還捕虜対応厳格に方向転換

i 厳格化の理由(推測)イ.收容期間中の赤化教育(=洗脳)を警戒

ロ.ソ連に利敵行為*13の疑念等

ii 内容 :捕虜帰還者はすべて犯罪者と見做し捜査開始「有罪ト認メタル者ハ総テコレヲ起訴スヘシ」

iii 対象者:下士官兵=軍法会議に掛け陸軍刑法第75条*14「敵前逃亡罪」を適用・・・”こじつけ”か?

有罪=禁固刑.重謹慎.教化隊で服役(重営倉)・・・戦傷の程度.捕虜時の状況等で量刑

不起訴.無罪判決者でも所要のある者には嚴重なる懲戒処分を科す

将校 =但し書きにて「別に処置」とし軍法会議開催せず自決勧告?が為される :秦郁彦説

<番外編>捕虜の中には帰還を拒絶し現地に残留する者もあり・・・ソ連側発表の残留捕虜数は567名?

①残留理由 i 消極的残留:「捕虜は恥」との観念 帰還後軍法会議で銃殺刑に処される恐怖感

ii 積極的残留:洗脳教育を受け日本軍復帰を拒絶

iii ソ連側の必要性から留置される

②残留捕虜のその後

i ソ連軍に身を投じ独ソ戦に参戦した?天野逸平飛中尉

ii 昭20/8ソ連軍の満洲侵攻後同軍による日本兵尋問中、ソ連側通訳者の中に日本人らしき者が居たと謂う目撃があり、その人間が「ノモンハン事件日本人残留捕虜」であるとの噂が出たがその真偽の程は不明

3. 帰還捕虜の事後: 将校=自決強要 下士官兵=禁固, 謹慎, 営倉

氏名	所属	捕虜日付	処罰 内容
T 騎上等兵	23 師団搜索隊	昭 14/5/29	重謹慎 2 日(昭 15/5)
宮島四孝飛曹長	飛 24 戦隊	6/22	禁固 2 年 10 月・一等兵に降格(昭 15/5)
M 飛大尉	飛 24 戦隊	6/22	自決(勾留中)
天野逸平飛中尉	飛 11 戦隊	6/24	未帰還 独ソ戦参戦?
N 飛曹長	飛 15 戦隊	6/27	重謹慎 30 日(昭 15/5)
大徳直行飛中尉	飛 11 戦隊	7/6	自決(昭 15/5)
原田文男飛少佐	飛 1 戦隊長	7/29	自決(昭 15/5)
F 飛伍長	飛 1 戦隊	7/29	審問(昭 15/5)第 11 航空情報隊に転属 戦死(昭 20/8)
M 歩中尉	長谷川支隊	8/24?	自決(昭 14/11)
I 工一等兵	長谷川支隊		懲役 2 年 6 月(昭 14/11)
N 砲上等兵	野重 1 連隊	8/27	重営倉 3 日(昭 15/5) 入院 2 年 除隊(昭 17/12)
N 歩上等兵	歩 71 連隊	8/27	重謹慎 20 日(昭 15/5)
K 歩一等兵	自動車 4 連隊	8/28	脚切断の為無罪(昭 15/5)
Y 工上等兵	工 23 連隊	8/29	重営倉 7 日(昭 15/5) 除隊(昭 15/10)

<帰還捕虜の運命>

1. 宮島四孝曹長(飛行歴 7 年のベテラン)

- i 昭 14/6/22 出撃中被弾しモンゴル領草原に墜落し捕虜となり、昭 15/4/27 第二次捕虜交換で帰還
- ii 軍法会議判決「抵抗自決の意志無し」と見做され「敵前逃亡罪」が適用 禁固 2 年 10 月一等兵に降格
- iii 地元では「名誉ある戦死」として英雄視され村葬も挙行されたが、昭 17/12/31 仮出所後の帰郷により周囲の反応は一変 実家は村八分扱い同然となり、本人も自暴自棄となり生活は困窮したとの由
- iv 平成 4 年失意の中で息を引取る

2. 天野逸平中尉・・帰還を拒絶し現地に残留 その後ソ連空軍に投じ独ソ戦に参戦?

3. 原田文男少佐 航空兵団より二者択一を迫られる・・イ=自決 ロ=満洲開拓団に入団

- i イ. 戦死扱で既に功三・靖国神社に祀られているとして自決を勧告?
ロ. 救命策として変名し家族との連絡を絶ち、満洲開拓団に幹部として入団
- ii 原田はロ案を拒否し、航空兵団参謀が置いていった拳銃で自決
- iii 戦後ロシアの情報公開で原田の捕虜の事実が判明し、初めて原田の死の真相を知った遺族は原田の自決が「自分の意志」なのか? 軍幹部による「自決強要」なのか? と複雑な感情を持ち続けていたとの由

4. 大徳直行中尉

- i 「撃墜され人事不省で捕虜となったから恥じる事はなし」と再起を願い自決を拒絶
- ii 上官原田文男少佐の説得により納得し自決

<ソ連側の帰還捕虜の処置>

日本と同様冷酷に対応

- ① p10 写真: 日本軍に投降したソ連軍戦車兵は帰国後懲役 10 年の刑で強制収容所送りとなり、同乗兵 2 名も 8 年の懲役刑を受ける
- ② 日本の捕虜となる事を恐れたソ連将兵が自決する光景を数多の日本兵が目撃
- ③ 独ソ戦では独裁者スターリンの息子がドイツの捕虜となるがスターリンは息子を見捨てる

<私見-1>

「自国の捕虜を大切にしない国家は、必ず相手国の捕虜をも痛みつける」

i 日本:太平洋戦争中 占領地域各地で散見された捕虜(含民間人)虐待

・ ・ 日露戦争.第一次世界大戦での捕虜厚遇の精神は何処に飛び去ってしまったのであろうか?

その要因:1929(昭和4)/7「俘虜の待遇に関する条約(ジュネーブ条約)」調印するも批准せずか?*15

ii ソ連:第二次世界大戦後 日本将兵をシベリヤに強制連行

<私見-2>

無断撤退の指揮官.帰還捕虜将校に対する自決強要=死刑の執行人は身内である日本陸軍であり、組織保守と個人保身策として「死者に鞭打つ」が如くの悪辣な行為は日本陸軍悪玉.汚点.汚行.醜行の好事例であると思料

<余談>「捕虜」を取り扱った主な私の鑑賞映画.読書文学作品

外国映画・・捕虜収容所内のコメディとシリアス(脱走)な描写		
作品名	監督	主演
第十七捕虜収容所(1953)	ビリー・ワイルダー	ウィリアム・ホールデン
大脱走(1963)	ジョン・スタージェス	ステイブ・マックイーン
日本映画・・捕虜収容所内の虐待と人間の尊厳		
戦場にかける橋(1957)	デヴィッド・リーン	アレック・ギネス 早川雪州
戦場のメリークリスマス(1983)	大島渚	坂本龍一 ビートたけし
文学		
ビルマの豎琴	竹山道雄	中央公論社(1948)
俘虜記	大岡昇平	創元社(1948)
BC 級裁判の被告(戦犯)・・BC 級裁判の裏面を抉る反戦ドラマ.映画		
私は貝になりたい(TBS・1958)	フランキー堺・上官の命令に服従し捕虜を刺し死刑判決	
明日への遺言(映画 2007)	藤田まこと・米軍の無差別空襲を非難し米軍搭乗員に処刑を命じ死刑判決	



写真4-1 ソ連兵にカメラを向けられた日本兵捕虜 (モンゴル軍提供)



日本軍に降伏するソ連軍戦車兵 (防衛研究所蔵『ノモンハン戦線記録写真集』)

IV. 「ロシアのウクライナ侵攻」と「ノモンハン事件」・・私の独り言!

1. ロシアのウクライナ侵攻を何と表記すれば良いのか?

(1) 「戦争か? 事変か? 事件か?」 筆者の定義付の範疇には該当せず・ ・ 前回レジュメ p3-II ご参照

(2) 強いて表記すれば「宣戦布告無き プーチン個人の戦争」が至当

(3) ロシアは「特別軍事作戦」と称しているが、国際世論が言う「プーチンによる無法.不法.無理無体.理不尽な暴挙.暴走で、侵略.侵寇.侵犯.侵害である」が正当

2.プーチンの野望

(1)当初:ウクライナの NATO 加盟申請が地政学的にロシアと NATO 加盟国との国境が直接接壤する事で
国家防衛上の危機感からウクライナの NATO 加盟に反発

<参考>1962年のキューバ危機に対するケネディ米大統領の対ソ連強硬措置と類似

(2)本音:帝政ロシア・旧ソ連邦時代の大ロシアへの回帰と版図拡大であり、野望達成の為には武力行使も
辞さずの構え <余談>ナチスドイツの独裁者ヒットラーでさえオーストリア併合、チェコスロヴァ
キア進出に当たっては武力威圧行動は有ったものの砲火を交える事無く平和
的進駐で目的行為達成したのとは雲泥の差

3.ロシア民族の歴史観

(1)ロシア民族は歴史的に他国から侵略、略奪された苦い経験があり、他国からの侵略には鋭敏な体質か?

タタール人の頸木(13~15世紀)、ナポレオンのロシア遠征(1812)、ソ連邦建国当初日本、西欧諸国による干渉戦争
(1918)、ヒットラー/ドイツの侵攻(1941)

(2)しかし侵略者としての前科も多々あり(近年)

フィンランド戦争(1939)、日本への日ソ中立条約違反の宣戦布告・ポツダム宣言受諾後の千島列島攻撃(1945)
ハンガリー動乱(1956)、プラハの春(1968)、アフガニスタン侵攻(1978~1989)、チェチェン紛争(1984~2009)等と枚挙の
いとまがない

(3)上記(2)の好戦的傾向は

i ロシア民族固有の特性か?

ii 共産主義国家そしてその遺産の体質か?・・・プーチンは旧ソ連 KGB(ソ連国家保安委員会中佐)出身

iii ロシアには西欧型の民主主義は馴染まず、国民も強権的独裁政治を Best と選択?

・・・20年近くも一人の人間が大統領の座に居座っている国家は最早民主主義国家とは言えず

4.国際連合の平和的機能が発揮されずその無力化も露呈し、安保理事会を筆頭に国連の機構改革が求められる
と同時に、「戦争による最大の犠牲者は何時も民間人である」事を指導者は肝に銘じ一刻も早く紛争の解決
が望まれる

5.「ロシアのウクライナ侵攻」と「ノモンハン事件」の類似点

(1)虚偽報告とプロパガンダ・・・p3の1-(1)-②③及びp12の*4.*5ご参照

プーチンは「ノモンハン事件」時代のスターリンの手法を活用し国民を誘導

(2)参戦兵士の脆弱

ウクライナ侵攻:戦闘に参戦する義務が無い徴集兵を最前線に投入

ノモンハン事件:兵役2~3ヶ月の新兵を戦場に送り込み戦死者増加の因?

・・・ロシアは伝統的に旧ソ連邦国内の少数民族、又私兵、傭兵を最前線に配置する傾向があり

日露戦争に於けるコサック騎兵の活躍はその典型か?

(3)戦車

ウクライナ侵攻:”ビクリ箱”の如くウクライナ軍の対戦車砲(ミサイル)攻撃で破壊される

ノモンハン事件:日本軍のサイダー火炎瓶による攻撃に苦戦

・・・歴史的にロシア製戦車の構造的欠陥か?

(4)戦闘指揮官の更迭・・・共に組織上(共産主義・独裁制・官僚制)の欠陥が露呈

*1～*15 :参考及び補足説明 そして筆者の偏見.拘り

*1(p-1)「ノモンハン事件」の概要・・福井雄一(東京国際大学教授)「ノモンハン秘史/本書に寄せて」から抜粋
「昭和14年に起こったノモンハン事件は、日本陸軍が圧倒的に優位なソ連軍機械化部隊と満蒙国境付近のノモンハンで戦って完敗した事件である。当時のソ連はスターリン独裁体制の下、数度に渡る五カ年計画を達成し革命後僅か20年足らずで西側先進国と並ぶ大工業国になっていた。

その工業力を背景に完全に近代化されたソ連赤軍に対して、旧式で貧弱な兵器で武装した日本歩兵部隊が徒手空拳で肉弾攻撃を挑み前代未聞の全滅状態となり、このような悪しき伝統が日本を最終的に昭和20年の敗戦の破滅に追いやった。従ってノモンハン事件は昭和に入ってから日本という国家が辿った破滅の軌道を象徴する出来事であり、日本の現代史の諸矛盾は正にこの一点に集約される。」

*2(p-1)関東軍は日本陸軍悪玉の見本市

- 1.大権干犯
- 2.独断専行
- 3.下剋上の組織
- 4.思い上がり、独善的で自己本位主義
- 5.過剰な精神主義の偏重で人間軽視
- 6.戦略無き短期決戦型
- 7.情報.兵站の軽視

*3(p-1)軍の存在をアピール

昨今北朝鮮のミサイル連続発射実験は「世界はアメリカ.中国.ロシアばかりに非ず “我が国=北朝鮮の存在も忘れるな!”と、犬の遠吠えの如く国際社会に喚いている様は正しく関東軍と「同じ穴の貉」と思料

*4(p-3)ジューコフソ連軍司令官の虚偽報告

①「ロシアのウクライナ侵攻」の当初、ロシア軍部からプーチン大統領に「正確な情報が報告されず」との情報が流れたが、これは軍高官が正確な戦況を報告するとプーチンから叱責.更迭.粛清されるのを忌避する為の自己保身策として実態を隠蔽し報告していたのではないかと推測するもので、80年前のノモンハン事件のジューコフ将軍の虚偽報告の再現である

②所詮軍高官と謂えども独裁者プーチンには逆らえずか?

*5(p-3)プロパガンダ

①プーチンは国内には報道管制.言論統制を敷き「ウクライナ侵攻」を「特別軍事作戦」と称し、国民にロシアの軍事行動の正当性を強調すると共に戦闘の実態を歪曲.隠蔽しロシア軍の勝利のみの報道を流し、国民を欺瞞.誘導し、80%台の支持を得ている事は正しくノモンハン事件時代の独裁者スターリンの手法を踏襲・・歴史は繰り返される!

②一人の人間が20年近くも大統領と謂う権力の座に居座っている国は最早民主主義国家とは言えず

*6(p-3)日本軍善戦説の根拠:ソ連軍 兵力:日本軍を圧倒的に凌駕

人的損害:日本軍を上回る

	兵力 (昭14/8)			人的損害	
	日本軍	ソ連軍		日本軍	ソ連軍
兵力	2.0~2.5万人	< 5.7万人	戦死	7,720	< 7,675
火砲	約100門?	< 216門(75ミリ口径以上)	行方不明	1,021	< 2,028
戦車	0輛	< 498輛	戦傷病	11027	< 15952
装甲車	0輛?	< 346輛	計	19,768	< 25655
飛行機	350機	< 580機			

<参考-1>停戦後ジューコフ将軍のスターリンへの報告

「日本軍の下士官兵は頑強.勇敢 青年将校は狂信的な頑強さで戦う 高級将校は無能」

<参考-2>第二次世界大戦後米国軍事専門家からジューコフ将軍への質問・回答

質問:「歴戦中最も困難な戦いは何か?」・独ソ戦「レニングラードの激戦」と予見!

回答:「ハルハ河の勝利(ソ連側の呼称)」と即答

<参考-3>戦闘停止を聞いた多くのソ連軍兵士は「勇敢な日本兵との戦いの恐怖から解放された」と
歓喜したとの由

*7(p-3)「人間軽視・物(モノ)第一」の戦術・日本軍伝統の悪しき「人間軽視」の実例

i 日露戦争旅順要塞攻撃:人間軽視=闇雲に猪突猛進あるのみの「白樺隊」の編成.攻撃

ii ノモンハン事件 :人間軽視=ソ連軍戦車に対し匍匐前進しサイダー火炎瓶による肉薄攻撃
物 優先=日本軍戦車団の撤収:日本軍戦車はソ連軍戦車に太刀打出来ず
損害甚大で戦車の保持.維持を図る為前線より撤収

iii 太平洋戦争 :人間軽視=神風特攻・人間魚雷・玉砕(集団自決)

物 優先=真珠湾奇襲第二波攻撃の未実施:米軍の反撃を回避する為戦場より
早期離脱

<参考>米軍は墜落したパイロット救出の為に潜水艦.飛行機をも出動させ人命最優先の行動

⇒兵士の motivation 高揚に直結

*8(p-4)独断越境の罪=対ソ開戦 :陸軍刑法第二章「擅権の罪」

第35条 司令官外国ニ対シ故ナク戦闘ヲ開始シタルトキハ死刑ニ処ス

*9(p-5)海軍 hammock-number の弊害・適材適所の人事が為されず

- ①太平洋戦争ハワイ真珠湾攻撃の最高指揮官に航空機の素人で畑違いの水雷畑の南雲忠一中将 36 を任命
- ②本来なら機動部隊攻撃の権威者である小沢治三郎中将 37 の起用が正当であったが、小沢は「艦隊長官任命までの中将在位期間が未達」という不文律を理由に長官任命は見送りとなる

*10(p-5)お飾りの存在の参謀総長

- ①参謀総長がお飾りの存在であれば実質 No.1 の参謀次長には実力者を登用すべきではなかったか?
- ②時の参謀次長中島鉄蔵中将はその地位の器であったかは疑問? 所詮中島は陸軍に限らず日本の風習である年功序列・順送り人事の犠牲者であったと思料

*11(p-6)無断撤退 :陸軍刑法第6章「辱職の罪」

第42条 司令官敵前ニ於テ其ノ尽スヘキ所ヲ尽サシテ隊兵ヲ率イ逃避シタルトキハ死刑ニ処ス

第43条 司令官軍ヲ率イ故ナク守地若ハ配置ノ地ニ就カス又ハ其ノ地ヲ離レタルトキハ左ノ區別ニ從テ処断ス

- 一 敵前ナルトキハ死刑ニ処ス (二、三は省略)

*12(p-8)「戦陣訓」(昭16/1/8 陸訓一号として東条英機陸軍大臣が全軍に示達)

:日中戦争での軍紀紊乱対策用として軍人のとるべき行動規範を示した文書

①本訓(其ノ二) 第八「名ヲ惜シム」

「～生キテ虜囚ノ辱ヲ受ケズ 死シテ罪過ノ汚名ヲ残スコト勿レ」

②「生キテ虜囚ノ辱ヲ受ケズ」の原点:

日清戦争中、清国軍の日本人捕虜の扱いの残酷さを問題にした山縣有朋第一軍司令官の訓令

「敵国ノ俘虜ノ扱イハ極メテ残忍ノ性ヲ有ス 決シテ敵ノ生擒スル所トナル可カラズ

寧口潔ク一死ヲ遂ゲ 以テ日本男児ノ氣象ヲ示シ 日本男児ノ名譽ヲ全ウセヨ」

③「戦陣訓」では「生キテ虜囚ノ辱ヲ受ケズ」の phrase だけが close-up!

*13(p-8)利敵行為

従来日本人捕虜は「尋問でスラスラと自軍情報を供述=軍機漏洩している」と指摘されているが、これは日本軍には捕虜の概念が無く、況してや「捕虜は恥」との観念から「捕虜になる前或いは捕虜になれば自決せよ」と教育されてきたので、いざ戦傷・人事不省等で捕虜になった時の対処法が身に付いていなかった事(=捕虜になった時の対応法の軍事教育の未実施)が原因であり、教育の未実施のつけが今廻ってきたものと思料

因みにジュネーブ条約では「捕虜は氏名・階級・生年月日・識別番号等を答えるだけでよく、自軍情報を答える義務は無し」と規定している

*14(p-8)帰還捕虜 :陸軍刑法第七章「逃亡ノ罪」

第75条 故ナク職役ヲ離レ又ハ職役ニ就カサル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

- 一. 敵前ナルトキハ死刑, 無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁固ニ処ス
- 二. 戦時、軍中又ハ戒厳地境ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス
- 三. 其ノ他ノ場合ニ於テ六日ヲ過キタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス

*15(p-10)1929(昭和4)/7「俘虜の待遇に関する条約(ジュネーブ条約)」未批准の根底

「帝国軍人の観念よりすれば俘虜たることは予期せざるに反し外国軍人の観念においては必しも然らず 従て本条約は形式は相互的なるも実質上は我方のみ義務を負う片務的ものなり～」

「ノモンハン事件」略年表

年 (西暦)	月/日	事 項
昭和 14 (1939)	4/25	関東軍司令部 「満ソ国境紛争処理要綱」を示達
	5/11	モンゴル軍 ハルハ河を渡河し満洲国ノモンハン地域に進出
	5/13	小松原第 23 師団長 麾下部隊に出動命令を発す
	5/15	師団 モンゴル軍をハルハ河西岸に撃退
	5/28	師団 ソ連軍と初交戦
	5/29	師団東搜索隊全滅
	6/19	ソ連軍 カンヂェル廟とロンアルジャンを空爆
	6/22	参謀本部 国内野戦重砲二個連隊増派を決定
	6/27	関東軍第二飛行集団 国境を越境しモンゴル領タムスク空軍基地を空爆
	6/30	小松原第 23 師団に攻撃命令下達
	7/1	師団 大攻撃開始
	7/2	師団 ハルハ河を渡河し西岸地域に進出するも頓挫し、7/5 撤退
	7/7	師団 攻撃再開するも不成功 飛行隊も川又橋爆破に失敗
	7/16	ソ連空軍 チチハル郊外フラルキ鉄道橋を爆撃
	7/17	板垣陸相の要望で 東郷駐ソ大使に外交交渉を開始させる
	7/23	関東軍 増派野戦重砲連隊を活用し大砲兵戦を展開するも効果無し
	8/4	参謀本部 第 6 軍を創設(司令官 荻洲立兵中将)し関東軍に編入
	8/20	ソ連軍(指揮官 ジューコフ中将)総攻撃を開始=八月攻勢
	8/22	師団井置搜索隊 フイ高地を離脱
	8/23	独ソ不可侵条約調印
	8/28	平沼騏一郎内閣総辞職・・「欧州の天地は複雑怪奇」
	8/29	小松原第 23 師団司令部 包囲されるが翌 30 日包囲網を脱出し帰還
	8/31	ソ連軍 モンゴル主張の国境線に進出
	9/1	独軍 ポーランドに侵攻
	9/3	英仏 独に宣戦布告・・第二次世界大戦勃発
	9/3	参謀本部 「事件」の自主的終結を企画し 関東軍に攻勢作戦中止を命令 (大陸命第 349 号)
	9/6	植田関東軍司令官 攻勢作戦の中止を命令 ・・実質的にノモンハン事件に終止符
9/7~8	歩 16 連隊 南部ハロン・アルシャン地区山岳地帯を占領し、道標を埋設 ・・その後満蒙国境線となり満洲国領土として認定される	
9/9	東郷大使・モロトフ外務人民委員間にて停戦交渉開始(於モスクワ)	
9/16	停戦協定成立 ・・日ソ両軍 9/15 午後 1 時に占めていた線を停戦の境とする事で合意	
9/17	ソ連 ポーランドに侵攻	
昭和 16 (1941)	4/13	日ソ中立条約調印
	10/15	国境画定会議にて総合議定書調印

参考文献（順不同）

書名	著者	発行社
「ノモンハン」	辻 政信	亜東書房(1950)
「ノモンハンの夏」	半藤一利	文藝春秋(1998)
「ノモンハン 隠された戦争」	鎌倉英也	NHK 出版協会(2001)
「ノモンハン 責任なき戦い」	田中雄一	講談社(2019)
「明と暗のノモンハン戦史」	秦 郁彦	PHP 研究所(2014)
「日本人捕虜」白村江からシベリア抑留まで	秦 郁彦	原書房(1998)
「ノモンハン事件」	小林英夫	平凡社(2009)
「ノモンハン事件の虚像と実像」	岩城成幸	彩流社(2013)
「ノモンハン 草原の日ソ戦-1939」	A.D クックス	朝日新聞社(1989)
「失敗の本質」	戸部良一他	ダイヤモンド社(1984)
「日中戦争とノモンハン事件」	水嶋都香	第一書房(2007)
「ノモンハン」	五味川純平	文藝春秋(1982)

<参考> 波沢栄一訓言集・「青淵 4月号」より抜粋

「主義を異にすれば、すなわち相争うに至るものである。刻下の戦争は、平和を愛する王道と、覇者、すなわち弱肉強食を旨とする侵略主義との衝突である。目下の戦争も、ある時期に至れば、必ず終息を告げるであろう。しかれども列国間に軍国主義、侵略主義の存する限りは、他日再び戦争の惨劇を演出するに至るべきは、見易き道理である。さればこの戦争が一旦終息するも、わが国は、善後の注意を怠ってはならない。」(第一次大戦)

「戦争は、洪水や噴火と異なって、人心より発生するものである。大学に「一人貪戾(タンレイ)ナレバ則チ一国乱ヲ作(サ)ス」とあるごとく、今次の欧州戦争は、一国の貪戾から導かれたものである。」

「貪戾」=貪って人の道に背くこと

<私見>今日の「一人貪戾」とは 当然の如くプーチンロシア大統領である

<余談>「歴史学習」時の古人の金言

1. 「歴史とはただ学ぶに非ず 歴史から何を学ぶかが肝要である」 海軍大将 山梨勝之進(日本)
2. 「歴史とは現代と過去との間にある 尽きぬことを知らぬ対話である」 歴史政治学者 E.H.カー(英国)
3. 「愚者は経験に学び 賢者は歴史に学ぶ」 鉄血宰相 ビスマルク(ドイツ)

<PS>”Please send E-mail to me if you have any Questions!”

E-mail:hamadash1945@gmail.com